# 新型コロナウイルス感染症による保険料（税）減免の簡易フローチャート

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により
死亡した、または重篤な傷病を負った

はい

いいえ

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合により離職し、
雇用保険の失業給付を受けた（非自発的失業）
※離職時点で 65 歳未満
※雇用保険受給者資格証の離職理由「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

はい

いいえ

主たる生計維持者について、給与収入のほかに
事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれる

はい

いいえ

非自発的失業者の軽減制度の適用
により保険料(税)を軽減します

【収入減少基準】 ①②③全ての条件を満たす

基準① 主たる生計維持者のいずれかの収入が令和3年と比べて3割以上減少見込
（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）
※ただし、減少見込の収入の前年所得額（純損失適用前）が0円以下の場合は
対象外となります。

基準② 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が 1,000 万円以下

基準③ 主たる生計維持者の減少が見込まれる所得以外の令和3年の所得が
400 万円以下

はい

いいえ

申請により
保険料（税）が免除または減額となります

新型コロナウイルス感染症による
保険料（税）減免の対象外です